

西条市の部活動の在り方に関する方針【概要版】

西条市教育委員会



西条市教育委員会では、市校長と連携し、部活動が将来に向けて持続可能な形でその意義が十分に発揮され、生徒の健全な育成や教職員の業務負担軽減に資するよう、本方針を策定した。

1 部活動の位置付け

部活動は、学校教育活動であり、スポーツや文化等に親しませ、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性をもっている。部活動と教育課程との連携を図ることや、持続可能な運営体制を整備することが求められている。

2 各学校の取組



(1) 活動計画の共有

部活動顧問は、指導方針、活動日や休養日、参加予定の大会等を明記した年間・月間の活動計画を作成し、生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

(2) 適切な休養日等の設定

<休養日>
○ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。この場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
○ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
○ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒の十分な休養と部活動以外にも多様な活動が行えるよう、休養期間（オフシーズン）を設ける。

<活動時間>
○ 平日の活動時間は、長くとも1日2時間程度とする。また、下校時刻を厳守する。
○ 学校の休業日や学期中の週末における活動時間は、1日3時間程度とする。

<休養日及び活動時間等の設定>
○ 学校や地域の実態を踏まえて、学校が工夫する。

(3) 参加する大会等の見直し

部活動顧問は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。
校長は、年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう大会等への参加を承認する。

(4) 適切な指導の実施、安全管理の徹底等

部活動の位置付けを踏まえ、大会等における結果のみを至上目的とするような行き過ぎた指導を避ける。
生徒間のトラブルを防止し、生徒の心身の健康管理・安全管理を徹底する。
生徒の健康状態には常に留意し、特に熱中症事故防止のため、気温・湿度などの環境条件に配慮する。

(5) 組織する部活動数の適正化

生徒や教職員の数、校務分掌、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教職員の長時間労働の解消等の観点から部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を組織する。

(6) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、自校の生徒の実態や運動部活動の状況を踏まえた上で、生徒がスポーツに求める多様な欲求を満たす活動を行うことができる環境を整えることも考える。

3 教育委員会の取組



(1) 部活動指導員

各学校の生徒や教職員の数及び校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を任用し、配置する。
部活動指導員には、適切な指導を行うために、必要な研修を適時行う。

(2) 各学校への助言

本方針に基づき、各学校の部活動の実態把握に努めるとともに、必要に応じて各学校へ指導助言を行う。

(3) 合同部活動等の取組

単一の学校で特定種目の部活動を設けることができない場合は、学校の方針や学校間の連携・協力を第一とし、中学校体育連盟の編成規程に則り、合同部活動等の取組を支援する。

(4) 地域との連携

学校と地域とが共に生徒を育てるという視点に立ち、学校と地域との持続可能な協働活動に努める。

(5) その他

各校の部活動の状況や国・県の方針の変更等を動案して、必要に応じて本方針を見直す。
文化部活動に関するガイドライン（仮称）策定時においても、必要に応じて本方針を見直す。